

社会福祉法人厚木市社会福祉協議会 役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬の額及び支給方法等について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 役員とは、理事及び監事をいう。

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

(報酬の額)

第3条 役員がその職務を遂行するために、報酬を支給する。

2 前項において、役員1人当たりに対する各年度の報酬の総額は、次の金額を超えない範囲とする。

(1) 会長 960,000円

(2) 副会長 80,000円

(3) その他の役員 48,000円

3 第1項における報酬は、別表1に定める額とする。

4 月額及び年額で定められている者が、月の途中で新たに就任した場合は翌月から、退任その他によりその職を失ったときは、その日の属する月までの報酬を支給する。なお、年額で定められている者の報酬額については、その12分の1をもって1月の報酬の額とみなす。

5 役員のうち、本会職員を兼ねる者及び報酬の受理に関し、辞退の意思を示した者については、報酬を支給しない。

(支給方法)

第4条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬の支給日は、次のとおりとする。ただし、特に必要があるときは、変更することができる。

(1) 月額で定められている者については、その月の末日までに支給する。

(2) 年額で定められている者については、半期ごとの末日までに支給する。

(3) 日額で定められている者については、その職務を遂行した日に支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公開するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人厚木市社会福祉協議会会長・副会長の費用弁償に関する規程（昭和57年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	報 酬 の 額
会 長	月 額 80,000円
副 会 長	年 額 80,000円
その他の役員	日 額 4,000円

社会福祉法人厚木市社会福祉協議会 評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会等に出席したときは、報酬として日額4,000円を支給する。ただし、報酬の受理に関し辞退の意思を示した者については、報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。